

(別紙)提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号主務省令第2条の表1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
3	健康保険組合	番号法第19条第8号主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
4	総務大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表4の項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
5	厚生労働大臣	番号法第19条第8号主務省令第2条の表5の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
6	全国健康保険協会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表7の項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
7	都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
8	都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
9	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
10	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
11	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
12	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
13	都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
14	都道府県知事等	番号法第19条第8号主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
15	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
16	都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号主務省令第2条の表57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号主務省令第2条の表58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
22	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
23	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
25	厚生労働大臣	番号法第19条第8号主務省令第2条の表73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
26	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
28	都道府県知事等	番号法第19条第8号主務省令第2条の表81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
29	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
31	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
32	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
33	都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
34	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
35	都道府県知事等	番号法第19条第8号主務省令第2条の表90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
37	都道府県知事等	番号法第19条第8号主務省令第2条の表92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
38	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号主務省令第2条の表106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
41	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
42	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表124の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
44	都道府県知事等	番号法第19条第8号主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
45	厚生労働大臣	番号法第19条第8号主務省令第2条の表129の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号主務省令第2条の表130の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
47	市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
49	厚生労働大臣	番号法第19条第8号主務省令第2条の表138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
50	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号主務省令第2条の表140の項	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号。第142条において「平成13年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号。第142条において「平成13年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)による改正前の農業者年金基金法(第142条において「平成2年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
51	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
52	厚生労働大臣	番号法第19条第8号主務省令第2条の表142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
53	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
54	総務大臣	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表147の項	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成18年法律第1号)又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
56	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
57	市町村長	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表155の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
58	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
59	都道府県知事	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
61	都道府県知事等	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号主務省令第2条の表163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
63	都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
64	都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
65	都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
66	文部科学大臣	番号法第19条第8号主務省令第2条の表167の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表168の項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表169の項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表170の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
70	文部科学大臣	番号法第19条第8号主務省令第2条の表171の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号主務省令第2条の表172の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
72	都道府県知事	番号法第19条第8号主務省令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供ネットワークシステム	随時提供
73	給与所得等に係る個人住民税の特別徴収義務者	番号法第19条第1号地方税法第321条の4	個人住民税の特別徴収事務等	個人住民税の徴収すべき税額等	10万人以上 100万人未満	給与所得に係る市・府民税の特別徴収を行う納税義務者のうち、個人番号を有する者	eLTAXシステム	毎年5月の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
74	地方税法第321条の7の3の規定に基づく日本年金機構等の年金保険者	番号法第19条第1号	地方税法第321条の7の4の規定に基づく特別徴収対象年金所得者に係る市民税・府民税の特別徴収に関する事務	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の納税義務者のうち、個人番号を有するもの	eLTAXシステム	特別徴収税額の通知及び特別徴収の中止に係る通知 毎月
75	国税庁長官	番号法第19条第10号	地方税法第317条の規定に基づく通知による所得税の更正決定、修正申告の勧奨等	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	地方税法第317条の規定による通知の対象となる市町村民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	紙、国税連携システム	随時提供
76	大阪府知事	番号法第19条第10号	地方税法第46条第4項の規定による市・府民税関係情報の閲覧等	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	紙	照会を受けた都度提供
77	市町村長	番号法第19条第10号	市町村民税の賦課徴収(地方税法第294条第3項の規定に基づく通知等)	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	紙、国税連携システム	照会を受けた都度提供

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
78	寝屋川市教育委員会	番号法第19条第11号 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1項 別表第3	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって寝屋川市規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に係る個人住民税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	照会を受けた都度提供
79	地方共同法人地方税共同機構	番号法第19条第1号	特別徴収義務者等から提出される給与支払報告書等データに係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第2条第1項第5号の規定に基づく本人確認のため	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)	1万人以上10万人未満	本市に対して電子申告を行った者のうち、本人確認を実施したもの	eLTAXシステム	随時提供
80	市町村長	番号法第19条第2号	寄附金税額控除に係る申告特例控除額の算出	地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に掲げる特例控除対象寄附金の対象となる寄附を行った者の氏名、住所、寄附金額等	1万人未満	本市に対し、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に掲げる特例控除対象寄附金の対象となる寄附を行った者のうち、同法附則第7条第1項及び第8項の規定による申告特例通知書の送付を求めもの	eLTAXシステム	毎年1月

(別紙)移転先一覧

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(2)	児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
2	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(3)	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
3	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(6)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
4	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
5	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(8)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
6	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(10)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
7	市民サービス部(国民健康保険担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(16)	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	庁内連携システム	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
8	市民サービス部(国民健康保険担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(17)	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	庁内連携システム	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
9	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(18)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
10	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
11	子育て支援課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(25)	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
12	市民サービス部(後期高齢者医療担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(29)	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	庁内連携システム	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
13	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(30)	昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
14	高齢介護室	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(32)	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
15	健康づくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(34)	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
16	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(36)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
17	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(37)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
18	こどもを守る課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(38)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
19	市民サービス部(医療助成担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(40)	寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	庁内連携システム	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
20	市民サービス部(医療助成担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(41)	寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	庁内連携システム	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
21	市民サービス部(医療助成担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(42)	寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	庁内連携システム	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
22	健康づくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(44)	がん検診等の実施に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
23	保護課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(46)	外国人生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
24	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
25	子育て支援課、こどもを守る課、保育課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
26	健康づくり推進課、子育て支援課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
27	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
28	保護課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
29	まちづくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって、主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	フラッシュメモリ	毎年7月に1回
30	市民サービス部(国民健康保険担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	庁内連携システム	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
31	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
32	まちづくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	フラッシュメモリ	毎年7月に1回
33	こどもを守る課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
34	高齢介護室	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
35	高齢介護室	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
36	子どもを守る課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
37	子どもを守る課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
38	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
39	市民サービス部(医療助成担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	母子保健法による費用の徴収に関する事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	庁内連携システム	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
40	子どもを守る課、人事室	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
41	防災課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	災害弔慰金の支給に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	書面	必要の都度随時
42	まちづくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	フラッシュメモリ	毎年7月に1回
43	保護課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
44	高齢介護室	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
45	保健予防課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線、紙	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
46	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
47	保育課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
48	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する所管課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	照会の都度
49	保護課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮するものに係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
50	まちづくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第4項	地域優良住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	フラッシュメモリ	毎年7月に1回